

令和4年2月16日

各位

高知県農業協同組合
代表理事組合長 秦泉寺 雅一

「四万十産ゆずぼん酢生姜（製品名）」の製品ラベルの原産地誤表記等に関するお詫び

このたび当組合が令和元年6月1日～令和4年1月22日に販売しました製品「四万十産ゆずぼん酢生姜」（販売者：高知県農業協同組合・高西地区・みどり市）のラベル文中において、下記の誤表記が判明しました。消費者・取引先・生産者の皆様にご迷惑とご心配をおかけしますこと、深くお詫び申し上げます。

今後、当事案の再発防止に向け管理徹底に努めてまいることとはもとより、特別調査委員会等より提言を受けております問題の背景となる諸課題に真摯に向き合い、現在進めております再発防止策骨子の精緻化も含め、組織改善の実践に努めていく所存です。

記

1. 事案の概要

製品ラベル文中「四万十町産のゆずと～」との説明書きに対し、実際は四万十町産以外の柚子果汁も含んだ高知県産柚子果汁を使用しており、正しくは「高知県産ゆず」と表記すべきでした。（対象製品の健康への影響はありません）



問題となる箇所

名称	生姜ぼん酢
原材料名	しょうゆ(国内産)、醸造酢、ゆず果汁、はちみつ、菜油がごま油、糖、生姜、ピーエキス、香料(かつおエキス、こんぶエキス)、調味料(アミノ酸等)、アルコール、(一部に大豆・小麦・牛肉を含む)
内容量	360ml
賞味期限	
保存方法	直射日光を避け常温で保存
販売者	高知県農業協同組合 高西地区 みどり市 高知県高岡郡四万十町神山町5-2 TEL.0890-22-1008
製造者	

栄養成分表示(100ml当たり) / 熱量66kcal、たんぱく質6.0g、脂質0.1g、炭水化物10.2g、食塩相当量8.8g 数値は目安です

キャップ
※本体はガラスビンです

開栓後要冷蔵

※ビンはワレモノです。取扱いには十分注意してください。
※沈殿物、浮遊物は果汁成分です。よく振ってご利用ください。

JA高知県

四万十町産のゆずと生姜を使ったゆずぼん酢。清流、四万十川が育んだ香り豊かなゆずの風味をお楽しみください。
●鍋物、サラダ、焼肉、フライなどにご利用下さい。

四万十産 生姜 ぼん酢

ゆずと生姜を使ったゆずぼん酢

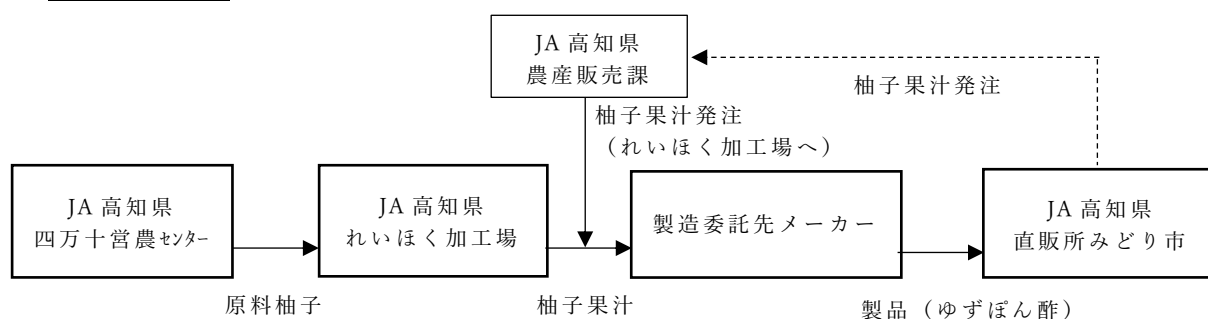
誤：四万十町産ゆず 正：高知県産ゆず

2. 発覚の経緯

令和4年1月18日、原料となる柚子の出荷元である高西地区・四万十営農経済センター・販売課（所在：四万十町、以下「四万十営農センター」）が、当該柚子の搾汁施設である土長地区・れいほく柚子加工場（所在：大豊町、以下「れいほく加工場」）より、原産地等の証明を求められる中で、「四万十町産」と「中土佐町産」柚子の混合納品を確認しました。

これにより、当該柚子果汁を原料とし高西地区・直販所みどり市（所在：四万十町、以下「直販所みどり市」）が製造委託し販売者として販売する「四万十産ゆずぼん酢生姜」の製品ラベルの文中表記との相違が発覚しました。

製造の流れ



3. 主な発生原因

- ① 平成31年2月、合併に伴う対応により「四万十産ゆずぼん酢生姜」のラベルの見直しを行った際に、当該原料柚子の出荷元である四万十営農センターと、当該製品を製造委託・販売する直販所みどり市との間で、原料を「四万十町産」柚子果汁に限定とするという認識の共有を行うことができていませんでした。

- ② また、「上記2. 製造の流れ」で記載する当組合・関係部署間で、当該製品で使用する「四万十町産」柚子果汁を区分するための搾汁管理の取り決めが十分にされていませんでした。

※上記により、れいほく加工場では四万十営農センターからの柚子を搾汁した柚子果汁をれいほく産以外の区分である「高知県産」として管理し、直販所みどり市に対し当該柚子の果汁以外にも県内他産地を含んだ柚子果汁を納品するなど、双方で取り扱いの認識が異なっていました。

- ③ 「上記2. 製造の流れ」で記載する当組合・関係部署それぞれで原産地確認が不十分でした。
- ④ 上記を含め、食品表示等に係る関係法令への認識および管理体制が十分ではありませんでした。

4. 対象製品の仕入れ・販売状況

仕入期間：令和元年5月17日～令和4年1月11日

販売期間：令和元年6月1日～令和4年1月22日

販売本数：7,623本

販売金額：3,401,653円（税込）

販売場所：直販所みどり市ほか

5. 対象製品への対応について

直販所みどり市および取引先の店頭および在庫分については、回収をいたしました。また、当該製品は、原料原産地をはじめ原材料の配合表を基に、製品ラベルを適正化するまでは販売を中止します。

なお、対象製品に関するお問い合わせは、以下をご確認ください。

【お問合せ先】0120-668-789

【受付場所】四万十営農経済センター（四万十町）

【受付期間】令和4年2月16日（水）～3月3日（木）（土日・祝日を除く）

【受付時間】午前9時～午後5時まで

6. 関係する法令

今回の事案は以下の法令に抵触する可能性があり、行政機関とも対応を協議中です。

① 景品表示法第5条1号…優良誤認

② 食品表示法 食品表示基準第7条…特色ある原材料の使用（100%でない場合は、含有量の表示が必要）

7. 類似案件

当事案を受けた類似案件調査により以下の2事案を確認しています。なお、該当製品は速やかに回収し、訂正シール等による対応を行っています。

① 「津野山茶」製品に対する原産地表示の誤表示

食品表示法にかかる一括表示において、「高知県津野町産」と記した加工食品に「中土佐町産」が混在（食品表示法に抵触する可能性）

【要因】両町の境界線を跨いで立地する茶園があり、同茶園からの茶葉の適正な出荷区分ができていませんでした。

【お問合せ先】0120-055-265 四万十営農経済センター（四万十町）

【受付期間】令和4年2月18日（金）13時～3月3日（木）（土日・祝日を除く）

【受付時間】午前9時～午後5時まで

② 「生姜+佃煮」（製品名）の製品ラベルの原産地誤表記

加工食品の商品ラベルにおいて、「高知県土佐市産しょうが使用。」との記述に対し、土佐市以外の「高知県産」が混在（景品表示法に抵触する可能性）

【要因】他の市町村にも生姜畑をもつ生産者がおり、同畑で収穫した生姜の適正な出荷区分ができていませんでした。

【お問合せ先】088-850-2583 とさし営農経済センター・販売課（土佐市）

【受付期間】令和4年2月16日（水）～3月3日（木）（土日・祝日を除く）

【受付時間】午前9時～午後5時まで

8. 代表理事組合長 お詫び

当組合では、相次いで発覚した不正事案を受け、第三者委員で構成する特別調査委員会からの提言も含めた再発防止策等の実践に取り組んでおり、管理・監督・検証体制の強化を図っておりますが、その過程において内部調査により、誠に遺憾ながら再度、不正事案を発見いたしました。

消費者・取引先・生産者の皆さまに対しましては、多大なるご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。

今後、継続的な点検調査の実施はもちろんのこと、特別調査委員会等より指摘を受けました諸課題を真摯に受け止め、再発防止策骨子の精緻化も含め、組織の改善に努めていく所存です。

以上